

今後の我が国畜産の安定的な維持発展を図っていくためには、畜産環境問題への的確な対応を図っていくことが必要不可欠となっている。飼養規模の拡大、飼養戸数の減少と混住化の進展等に伴い、水質汚濁、悪臭等の畜産経営に係る苦情が顕在化している。また、最近では、クリプトスポリジウムによる水道水源の汚染、硝酸性窒素による地下水の汚染等が社会問題となっている。これらは人の健康に直接影響する問題であるため、関係省庁においてはこれらを規制の対象とする方向で検討が行われている。

環境問題に対する国民の関心が急速に高まり、畜産環境問題を巡る情勢が大きく変化する中で、畜産環境保全に関連する法律の基本的内容を改めて確認しこれに的確に対応していくことが重要である。

## 1 畜産環境保全に関連する法令の体系

### (1) 環境基本法

環境保全に関連する法令の体系において、基本的事項を定めている法律として環境基本法(平成5年法律第91号)がある。

環境基本法は、第1条(目的)において、「環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する旨規定している。第8条において、「事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止」する責務を有していると規定している。また、第16条(環境基準)において、「政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする」としており、本規定に基づき水質汚濁に係る基準等各種の環境基準が定められているところである。更に、第21条において、国は環境の保全上の支障を防止するための規制の措置を講じなければならない旨規定しており、これを受けて水質汚濁防止法等個別の規制法が整備されている。

なお、現在中央環境審議会において、本法に基づく水質汚濁に係る環境基準(現在カドミウム等23項目が対象)に硝酸性窒素等を追加する方向で検討が進められているところである。

### (2) 個別の規制法

環境に関する個別の規制法としては、①水質に関連するものとして、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成6年法律第9号)等、②悪臭に関連するものとして悪臭防止法(昭和46年法律第91号)、③大気汚染に関連するものとして大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、④廃棄物に関連するものとして廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等があるが、これらはいずれも畜産に関連の深いものである。

## 2 水質汚濁防止法の概要

### (1) 目的

第1条において、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的とする旨が規定されている。

### (2) 特定施設の設置の届け出等

特定の排水を排出する施設(特定施設)については、都道府県知事への届出が義務付けられている(第5条)。畜産の場合は、一定規模以上の畜産施設、具体的には豚房、牛房及び馬房の総面積がそれぞれ50m<sup>2</sup>、200m<sup>2</sup>及び500m<sup>2</sup>が特定施設とされており(施行令第1条の別表第1)、従って、これに該当する畜産経営は、特定施設の構造・使用方法、汚水の処理方法等必要な事項を届出の必要がある。畜産については、現在38,920か所の届け出がなされている。

なお、都道府県知事は特定事業場の設置者(特定施設を設置する事業場等)等に対して、必要な報告を求め、立入検査等を行うことができるとされている(第22条)。

### (3) 排水の制限等

排水を排出する者は、特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水を排出してはならないとされている(第12条)。

排水基準としては、有害物質(現在カドミウム等23物質が指定)及び生活環境項目(BOD、COD等16項

目)に関し、物質等の種類毎に許容基準が定められている。畜産に関係の深いものを下表に示した。排出基準については、都道府県知事がいわゆる上乗せ規制を行うことができることとされており、多くの都道府県において上乗せが行われているので、それぞれ排水基準をよく確認し遵守する必要がある。

なお、生活環境項目に係る排水基準は、1日当たりの平均排水量が50トン以上の場合に適用されることとされている(畜産については349か所が該当)が、中央環境審議会において現在排水量についての見直しを検討されている。

一方、地下水の汚染防止に関しては、特定の地下浸透水を浸透させてはならない旨規定されており(第13条)、現在有害物質23物質が対象とされている。

また、これらの規制措置の実効性を確保するため、都道府県知事は、特定施設の構造、使用方法等について改善等を命じることができることとされている(第13条等)。

表 排水基準

項 目	許 容	限 度
PH	5.8～8.6	(海域は5.0～9.0)
BOD	160mg/リットル	(日間平均120mg/リットル)
COD	160mg/リットル	(日間平均120mg/リットル)
SS	200mg/リットル	(日間平均150mg/リットル)
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm <sup>3</sup>	
窒素含有量	120mg/リットル	(日間平均60mg/リットル)
磷含有量	16mg/リットル	(日間平均8mg/リットル)
注 1 1日当たりの排水量が50トン以上の場合に適用。		
注 2 窒素含有量・磷含有量については、以下の暫定基準が適用。		
告示海域(平成10年9月30日まで適用)		
	窒素含有量 700mg/リットル	(日間平均350mg/リットル)
	磷含有量 100mg/リットル	(日間平均50mg/リットル)
告示湖沼(平成12年7月14日まで適用)		
	窒素含有量 140mg/リットル	(日間平均70mg/リットル)
	磷含有量 34mg/リットル	(日間平均17mg/リットル)

図1 畜産環境保全関係法規制の体系

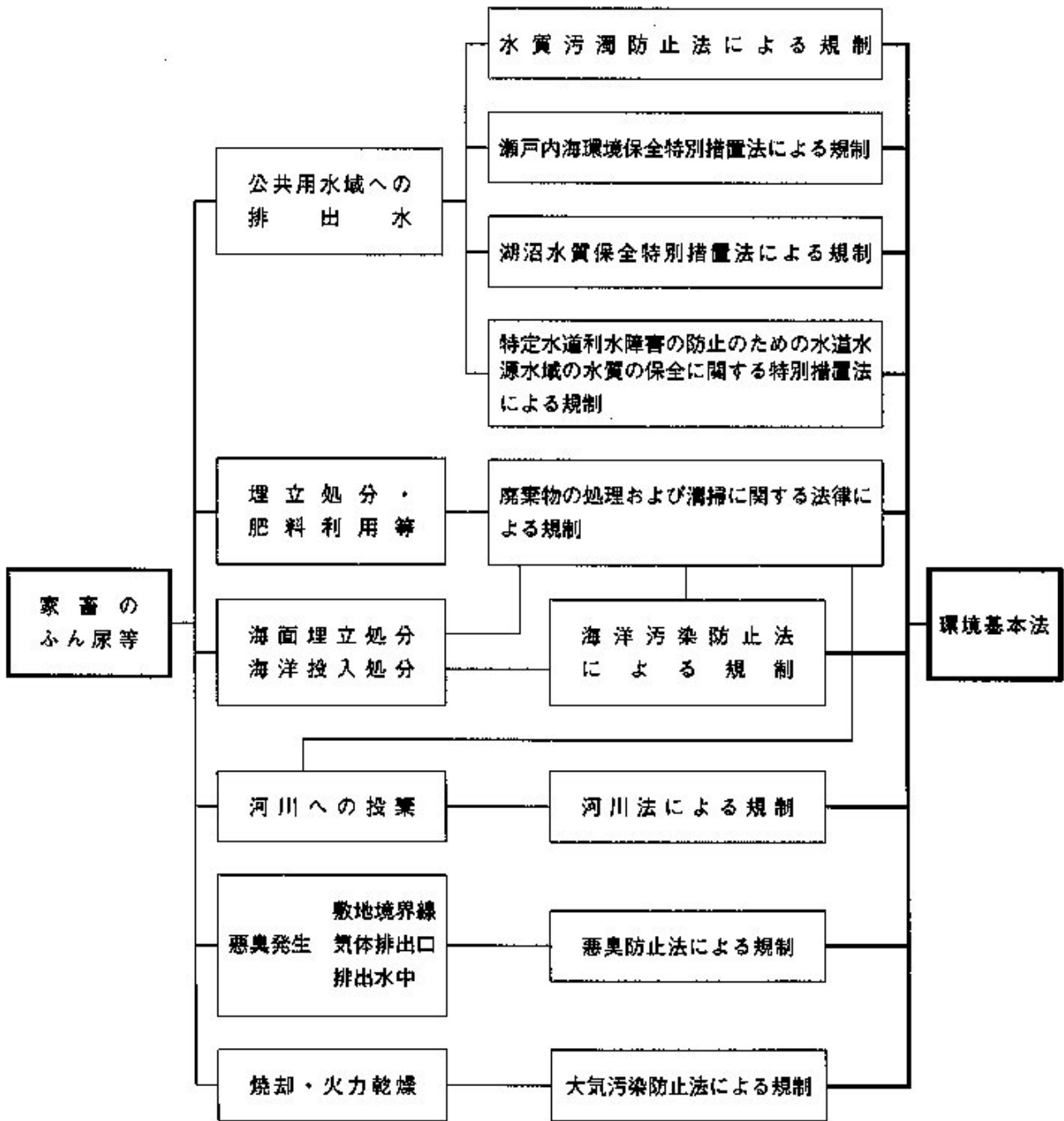


図2 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)

1) 概要

目的(第1条)

工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制すること等によって公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場等から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

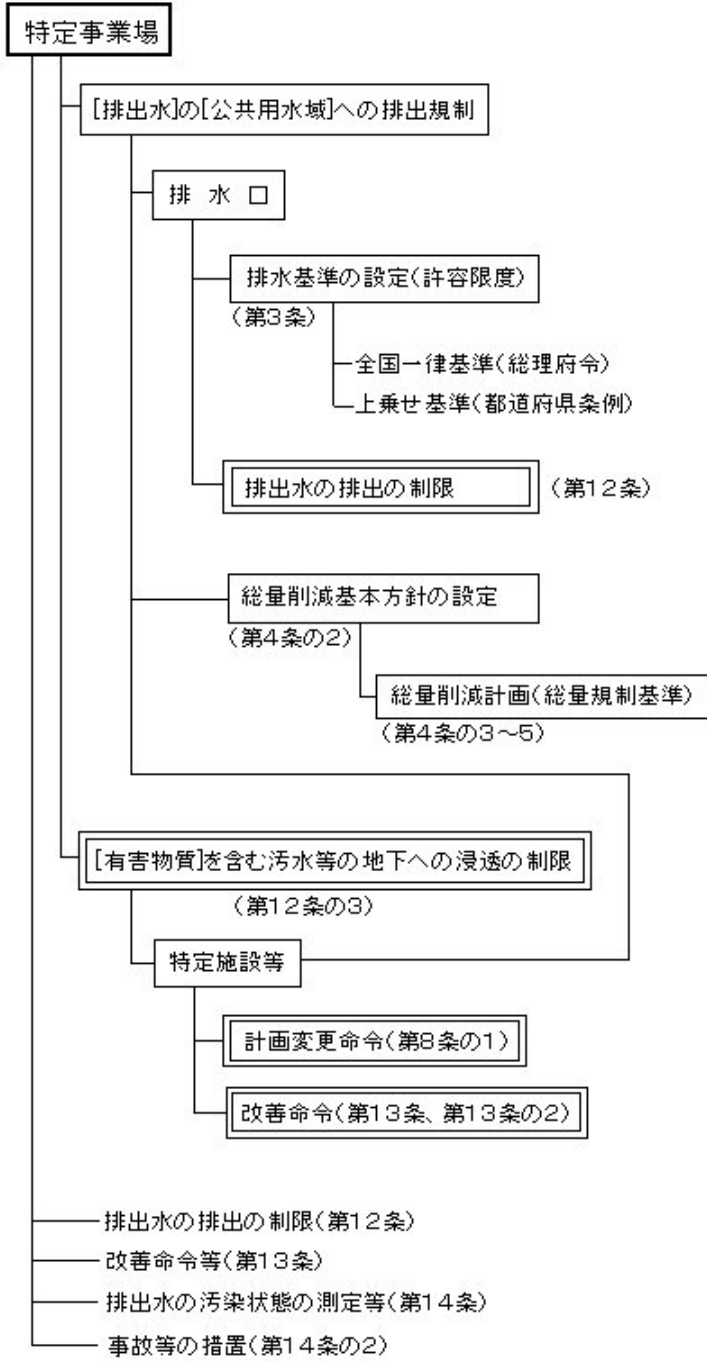
定義(第2条)

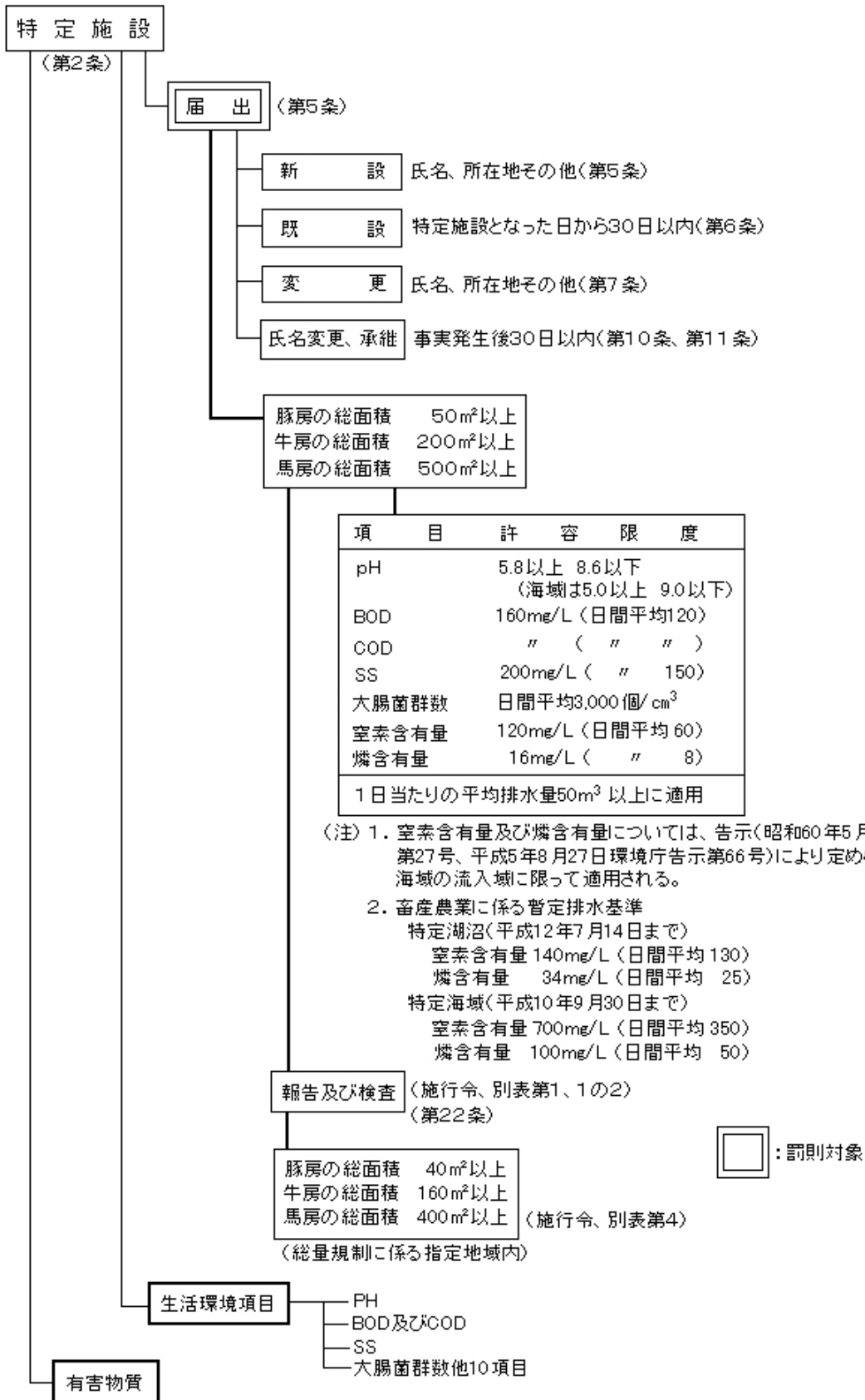
「公共用水域」:

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路。

「雑排水」:

特定施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水。





(注) 有害物質

1. カドミウム及びその他化合物
2. シアン化合物
3. 有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る)
4. 鉛及びその化合物

5. 六価クロム化合物
6. 砒素及びその化合物
7. 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8. PCB
9. ジクロロメタン
10. 四塩化炭素
11. 1,2-ジクロロエタン
12. 1,1-ジクロロエタン
13. シス-1,2-ジクロロエタン
14. 1,1,1-トリクロロエタン
15. 1,1,2-トリクロロエタン
16. トリクロロエチレン
17. テトラクロロエチレン
18. 1,3-ジクロロプロペン
19. チウラム
20. シマジン
21. チオベンカルブ
22. ベンゼン
23. セレン及びその化合物

(注)生活環境項目

項 目	性 質	測 定 法
PH (水素イオン濃度)	7が中性、高いとアルカリ性、低いと酸性	PH電極または試験紙
BOD (生物化学的酸素要求量)	微生物学的に酸化分解される成分	20°C、5日間培養
COD (化学的酸素要求量)	化学的に酸化分解される成分	100°C、30分間反応
SS(浮遊物質質量)	浮遊・懸濁している成分	1 μm以上の粒子
大腸菌群	ふん便性の細菌数	37°C、20時間培養